

品川区児童見守りシステム（まもるっち）災害見舞金制度実施要綱

制定 平成 17 年 6 月 23 日 要綱第 65 号
改正 平成 21 年 4 月 1 日 要綱第 190 号
改正 平成 27 年 3 月 27 日 要綱第 226 号
改正 平成 30 年 4 月 1 日 要綱第 112 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童見守りシステム（まもるっち）の協力者等に対し、保護活動により生じた損害に係る災害見舞金制度を設けることにより、当該協力者等が安心して活動できるよう支援することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童見守りシステム（まもるっち） 当該システムで使用する専用端末機に搭載している携帯電話機能およびGPS機能を利用し、品川区役所内に設置するセンターシステムを介して、緊急時に児童の位置等を特定し、保護者および近隣の協力者等にその情報を通報することで、児童を犯罪から守ることを目的とする事業をいう。
- (2) 協力者 児童見守りシステム（まもるっち）協力者として区に登録した者および児童見守りシステム（まもるっち）協力事業所として区に登録した団体をいう。
- (3) 保護活動 児童が危険を感じて緊急発信した際に、センターシステムからの通報により周辺の状況確認をし、または児童のもとに駆けつけ、児童の安全を確保する活動（緊急時に備えて実施する訓練活動を含む。）をいう。

（災害見舞金補償契約）

第 3 条 区長は、災害見舞金制度の実施に当たっては、損害保険会社と災害見舞金補償契約を締結するものとする。

（見舞金の支給対象）

第 4 条 災害見舞金（以下「見舞金」という。）は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保護活動に起因して、協力者または協力者の家族、従業員もしくは来客者（以下これらを「協力者等」という。）が身体に傷害を負ったとき。
 - (2) 保護活動に起因して、協力者等の被服、所持品等（現金および他人から借り受けた物を含む。以下「財物」という。）が滅失し、または損壊したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には見舞金は支給しない。
- (1) 協力者等が身体に傷害を負ったことについて、当該協力者等に故意または重大な過失があったとき。
 - (2) 財物が滅失し、または損壊したことについて、当該財物の所有者（当該財物を所持していた協力者等を含む。）に故意または重大な過失があったとき。
 - (3) 協力者等が身体に傷害を負った日または財物が滅失し、もしくは損壊した日から

2年を経過した日以後に次条に規定する報告があったとき。

(事故の報告)

第5条 協力者等は、前条第1項各号に掲げる状況が発生したときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(認定)

第6条 区長は、前条の規定による報告があったときは、警察その他公の機関の所見をもとに見舞金の支給の認定を行うものとする。

(見舞金の支給)

第7条 区長は、前条に規定する見舞金の支給の認定をしたときは、別表に定めるところにより、身体に傷害を被った協力者等または滅失し、もしくは損壊した財物の所有者に対し見舞金を支給するものとする。

(保険金の支払)

第8条 損害保険会社は、第3条の災害見舞金補償契約に基づく保険金を、見舞金として区長に代わり支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

種類	見舞金の額	支給の時期	備考
死亡	200万円	死亡が確認された後、速やかに支給する。	児童見守りシステム（まもるっち）における保護活動に起因して身体に傷害を負った協力者等が、当該傷害を直接の原因として、当該傷害を負った日（以下「事故の日」という。）から起算して180日以内に死亡した場合に限る。
後遺障害	障害等級に応じ (1) 1級から3級まで 200万円 (2) 4級から6級まで 160万円 (3) 7級から9級まで 140万円 (4) 10級から12級まで 100万円 (5) 13級から14級まで 60万円	障害の症状が固定された後に支給する。	(1) 児童見守りシステム（まもるっち）における保護活動に起因して身体に障害を負った協力者等が、当該傷害を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合に限る。ただし、事故の日から180日を越えて、なお症状が固定しないときは、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定する。 (2) 障害等級は、労働者災害補償保険報施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級による。
入院	入院日数に応じ (1) 30日以上 10万円 (2) 15日以上29日以下 5万円 (3) 8日以上14日以下 3万円 (4) 7日以下 2万円	退院後に支給する。	
通院	通院日数に応じ (1) 15日以上 3万円 (2) 8日以上14日以下 2万円 (3) 7日以下 1万円	通院が終了した後に支給する。	
財物損壊	修理費相当額（現金の場合はその紛失額とする。ただし1名・1事故につき10万円を限度とする。）	財物の滅失または損壊が確認された後、速やかに支給する。	